

我孫子市講演会 2011/2/13

## 高齢者が安心して暮らせる 地域づくり

特定非営利活動法人  
日本高齢者虐待防止センター  
佐藤美和子

1

### 1. 虐待の発見

#### ❖ 虐待とは何か

- ・ むごく取り扱うこと。残虐な待遇。
- ・ 動物虐待
- ・ 児童虐待・障害者虐待・DV(配偶者への暴力)・いじめ・差別
- ・ 強者が弱者に対して、一方的に行う行為。
- ・ 人としての尊厳・基本的人権を損なう。  
→ 人権擁護

2

## ❖ 高齢者虐待

- ・ 高齢者虐待とは、親族など主として、高齢者と何らかの人間関係にあるものによって、高齢者に加えられた行為
- ・ 高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害し、ときに犯罪以上の行為を言う。

3

## ❖ 身体的虐待

- ・ 暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。
- ・ 高齢者の身体に、外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- ・ 過剰な身体拘束・抑制も含まれる。

4

### ❖ 心理的虐待

- ・ 脅しや侮蔑など言葉の威圧的な態度、無視、嫌がらせによって精神的・情緒的に苦痛を与えること。
- ・ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

物忘れ、おもづき 心理的虐待

5

### ❖ 性的虐待

- ・ 本人との間に合意がなされていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。
- ・ 高齢者にわいせつな行為をすること又は、高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

6

## ❖ 経済的虐待

- ・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
- ・養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することとその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

7

## ❖ 介護・世話の放棄(ネグレクト)

- ・意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、本人の生活環境や身体・精神状態を悪化させていること。
- ・高齢者を衰弱させるような著しい減食又は著しい放置、養護者以外の同居人による身体的・心理的・性的虐待の放置など養護を著しく怠ること。

8

### \* 虐待の見極めと判断

- ・ 虐待者の行為 → 誰が、何をしたのか？
  - ・ 高齢者に与えた結果 → 高齢者はどのような状態になったのか？ 命に関わるか？
  - ・ 行為と結果の間に、因果関係があるのか？
  - ・ 明らかな虐待(危険度が高い) →  
虐待の可能性(グレーゾーン) →  
今後虐待になる可能性(虐待予備軍)
- \* 虐待の全てが犯罪として立件されるわけでも、保護の対象になるわけでもない。

9

## 2. 虐待の実態

### \* 養護者による高齢者虐待(平成21年度の厚生労働省)

- ① 相談・通報件数 23404件(前年 21692件)
  - ・ 虐待と判断した事例 15615件(68.5%)
  - ・ 虐待でないと判断した事例 4029件
  - ・ 虐待の判断にいたらなかった事例 3147件
- ② 身体的虐待(63.5%)・心理的虐待(38.2%)・経済的虐待(26.1%)・介護等放棄(25.5%)・性的虐待(0.6%)

10

### ③ 被虐待者の状況

- ・ 女性 77.3% ・ 75歳以上 74.6%
- ・ 要介護認定者 68.6%
- ・ 要介護1～3 60%
- ・ 認知症自立度Ⅱ以上 66.7%
- ・ 虐待者と同居 86.4%
- ・ 世帯構成 未婚の子と同一世帯 37.6%  
既婚の子と同一世帯 26.6%  
夫婦二人世帯 18.5%

11

### ④ 虐待者の状況

- ・ 息子 41.0% ・夫 17.7% ・娘 15.2%
- ・ 息子の配偶者 5.1% ・ 妻 5.1%
- ・ 孫 4.4% ・ 娘の配偶者 2.1%
- ・ 兄弟姉妹 1.9% ・ その他 4.7%

### ⑤ 分離の有無

- ・ 分離事例 33.2% (やむ措置 11.6%)
- ・ 分離していない事例 58.0%

12

### 3. 様々な事例

#### ❖ケース①

80代の女性が、50代の独身の息子と二人暮らし。女性は、70歳の時から認知症が始まり、現在は要介護度3。5年前から介護保険を利用し、週2回のデイサービスと週1回の訪問介護を受けていた。息子は週3回、アルバイトをしながら母親の介護をしていた。

息子は、はじめて介護熱心だが、女性には徘徊や介護拒否があり、時々息子が怒鳴り声をあげたり、女性を無理やり引っ張つたりお尻を叩いたりしている姿が目撃されていた。身体的虐待

ある訪問介護の日、ヘルパーが訪ねると、女性が居室で倒れているのを発見し、緊急入院させると、大腿骨骨折だった。顔や腕に多くのあざが見られた。当時、息子は、アルバイトに出かけて不在で、骨折や痣の原因は不明とされた。

13

#### ❖ケース②

70歳の女性と40代の息子の二人暮らし。女性は、夫とは離別し、65歳まで仕事をしていて、現在は年金暮らし。自立している。

息子は、20代の頃にから統合失調症で入退院を繰り返している。調子がよいときはアルバイトなど行なうが、薬を飲まなくなつて調子が悪くなると、妄想がひどくなり、暴れることがある。怒鳴り声や大きな物音がして、女性自身や近所の人が警察に通報したこともある。

最近、女性に対しての暴言や器物破損もひどく、女性は息子との二人暮らしに不安を感じている。

14

### ❖ ケース③

80代と90代の夫婦が二人暮らし。子どもはいない。年金生活。

妻は、関節リウマチがあり、現在介護度2。病状の変動が激しく、調子が悪いと一日中寝込んでいるが、介護保険利用せず。

夫は、10年前脳梗塞で倒れ、ほぼ寝たきりで介護度は4。週2回の訪問介護と1回の入浴サービス利用。

妻が夫の介護をしているが、調子が悪いと、食事の支度や排泄介助もままならない。部屋はゴミだらけで、殆ど掃除はできていない。入浴時に、夫は非常に瘦せて、床ずれがみつかっているが、二人とも入院入所は拒否している。

年金が少なく、サービスを増やすことができない。

15

### ❖ ケース④

80代の女性が一人暮らしをしていたが、脳梗塞を起こして入院。右半身麻痺が残り、要介護1となって自宅に戻った。週2回のデイサービスを利用。

その後、50代の息子夫婦が介護を理由に、女性の家に同居を始めた。

ある日、デイサービスで、女性から、息子夫婦に通帳を取り上げられ、自由になるお金がないと相談を受けた。病院にも行けず、デイサービスもやめさせられそうとのこと。また、家の名義を息子に変えるように迫られ、しぶつてはいるが、物を壊したりすること。

息子に家から出ていってもらうか、自分が老人ホームに入りたいという。

16

## 4. 虐待の発生

### ❖ 虐待は、なぜ起きるのか

- 高齢者の要因
- 養護者の要因
- 両者の関係の要因
- 環境要因

お詫び  
題

17

### ❖ 高齢者の要因

人間らしく  
1

老けるのが  
身体的に  
できぬ

心理的に  
人間らしく  
人が多々

- 高齢である。
- 女性である。
- 要介護状況である。
- 認知症がある。
- 親戚・近隣との付き合いがない。
- 引きこもりがち。
- 世間体を気にする。

18

## ❖ 養護者要因

- ・ 男性
- ・ 介護負担が大きい。
- ・ 介護の経験や知識・技術がない。
- ・ 他者との適切な人間関係が築きにくい。
- ・ 無職。 経済的に、高齢者に依存。
- ・ 精神的な障害がある。
- ・ 高齢者に心理的依存がある。
- ・ 親戚・近隣との付き合いがない。

19

## ❖ 両者の関係の要因

- ・ 養護者も虐待を受けていた。
- ・ 養護者が、成人前から引きこもりをしていて、継続していた。
- ・ 以前から相互依存関係が強かった。
- ・ 以前から関係が悪かった。

20

### ❖ 環境要因

- 表に出にくい
- ・ 生活資金の不足。
  - ・ 解雇・失業
  - ・ 近隣付き合いが希薄
  - ・ 近隣とのしがらみがある。
  - ・ サービスの不足
- \* 孤立・閉鎖された環境が温床となる。

21

## 5. 虐待を防ぐためには

- \* 高齢者虐待は、「家族」「家庭」の危機！
  - ・ 家族ぐるみの支援が重要。
  - ・ 養護者を責めたり、罰することが目的ではない。
  - ・ 高齢者だけではなく養護者も支援する。
  - ・ 多くの公的・民間の関連箇所の連携・協力が必要  
→ ネットワーク

22

## ① 自分自身の身を守るために

- ・ 老後の生活設計を考える。
- ・ 健康であること。
- ・ 適切な財産管理をする。
- ・ 信頼できる人間関係をつくる。 *他人とつなぐ*
- ・ 引きこもらない。
- ・ あらゆるサービスを利用する。

23

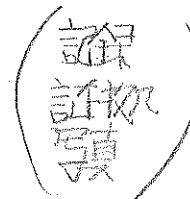
## ② 養護者が虐待者にならないためには

- ・ 養護者の心身の健康
- ・ 養護者の生活基盤・経済的安定 *相談する*
- ・ 一人で抱え込まない。
- ・ 相談し、協力者を探す。
- ・ 支援を求める。
- ・ あきらめない。
- ・ 上手にストレスを発散する。 *ためになる*

24

### ③ 地域住民として出来ること

- ・ 地域の中で、「見守り」を
- ・ 孤立させない・疎外しない
- ・ 挨拶 在住確認
- ・ 言葉を交わす
- ・ ねぎらいの言葉をかける
- ・ 福祉サービスの情報を普及する
- ・ 「おかしい」と思ったら、相談、通報を



25

### \* 地域包括支援センター

- ・ 市区町村の虐待通報の窓口
- ・ 通報後の動き
  - 状況・事実確認・面接（情報収集）
  - 高齢者虐待対応ケア会議
  - 緊急性の判断
  - 具体的対応

\* 「虐待の疑い」レベルでよい。

相談でもよい

26

## \* 相談するときの注意点

- ・ 通報・相談する側は、匿名でも良い。  
(結果を知りたいときは、必要)
- ・ 相手側の情報は、正確に。(5W1H)
- ・ 「虐待」とされる状況は、具体的・客観的に伝える。  
(事実と推測は混ぜない)
- ・ 可能であれば、客観的証拠を集める。  
(写真・録音・介護記録など) ×モ
- ・ 福祉専門職であれば、「お任せ」ではなく、協力をする態度が必要。

27